

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		支援給付の開始の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 1 項、同条第 4 項 ② 第 24 条第 3 項、同条第 5 項 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む）について生活保護法第 8 条第 1 項の基準により算出した額に比して不足すると認められる場合に、支援給付を開始する。 ただし、原則として、以下のような資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持することができない場合のみ支援給付を開始するものとする。 1. 能力に応じた就労 2. 土地や家屋などの資産の売却や貸与 3. 親子、兄弟姉妹など扶養義務者 4. 他の法律や制度による給付、貸付 (年金・手当、生活福祉資金等)
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		審査基準、標準処理期間等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による。